○総務省告示第六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

第三項の表三の項中「又はテレビジョン放送」及び「又はテレビジョン多重放送」を削る。

○総務省告示第六十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第五項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一つ又に免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項を第一項とする。

○総務省告示第六十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第六百四十号（放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

2中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、2㈡注3㈢イ中「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」及び「であつて300MHz以下の周波数の電波を使用する場合」を削り、同㈡注5中「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、又はテレビジョン・データ多重放送」「であつて300MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第24図により、300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合」及び「別表第24図及び」を削る。

別表第6図から別表第13図まで　削除

別表第6図から別表第13図まで　削除

別表第14図中「(300MHzを越える周波数の電波を使用する場合のA′)」を削る。

別表第15図から別表第21図まで中「(300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA′)」を削る。

別表第24図を次のように改める。

別表第24図　削除

別表第25図中「(300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のS′)」を削る。

○総務省告示第六十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

第五項中「又はテレビジョン多重放送」及び「又はテレビジョン放送」を削る。

○総務省告示第六十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1及び第8の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

別表第十五号の表標準テレビジョン放送の項を次のように改める。

標準テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ２
		標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ３
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ４
		標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ５

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式により送信の標準方式第6章第3節に規定される場合は、その旨を備考の欄に記すこと。

別表第十五号の表中標準テレビジョン多重放送の項、標準テレビジョン文字多重放送の項及び「高精細度テレビジョン放送」の項を次のように改める。

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	人工衛星	高精細度テレビジョン放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節に規定される方式により放送を行うもの	地上	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第3節に規定される方式により放送するもの	人工衛星	高精細度テレビジョン放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第3節に規定される方式により放送するもの	人工衛星	標準テレビジョン多重放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	人工衛星	標準テレビジョン文字多重放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送